

# 大月町建設工事等競争入札心得

(趣旨)

第1条 大月町発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下（競争入札）という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、大月町契約規則（平成21年規則第5号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札に参加できる者)

第2条 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札公告に定める入札参加資格要件を満たす者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第7条（規則第27条において準用する場合を含む）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第8条（規則第27条において準用する場合を含む）の規定により免除された場合はこの限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 3 代理人が入札をするときは、委任状を入札執行者に提出してその確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。これらに関する入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 6 入札公告等において認める場合には、次の方法により、郵便等により入札することができる。
  - (1) 入札書及び工事費内訳書（第7条第1項に定めるものをいう。）を、封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号）、を記載すること。

(2) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし表面に「入札書在中」及び「親展」と記載し書留により入札日時までに必着するよう郵送する。

#### (入札の基本的事項)

第5条 入札書の金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。

- 2 入札書は、1円未満の端数を付すことができない。1円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 5 前条第6項の規定による郵便等による入札にあっては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
- 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正又は撤回をすることができない。
- 7 入札書は、別記第1号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

#### (公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

#### (工事費内訳書)

第7条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を、入札に際し、全員必ず提出しなければならない。

- 2 工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
- 3 工事費内訳書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

#### (入札の取りやめ等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

- (3) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき
- (4) 指名競争入札において、入札辞退等により入札者が1者となったとき
- (5) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき

(入札の辞退)

第9条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

(2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。

4 入札辞退届は、別記第3号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

(1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書

(2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書

(3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書

(4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき

(2) 委任状を持参しない代理人が入札したとき

(3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書きの規定により免除された者を除く。）が入札したとき

(4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をしたとき

(5) 所定の入札箱に投かんしなかったとき

(6) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき

(7) 第13条第1項のくじに参加しないとき

(8) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき

(9) 建設工事に係る競争入札において、工事費内訳書を提出しないとき。（提出された工

事費内訳書に記載事項の不足その他の不備（軽微な誤りは除く）があると判断される場合を含む。）

- (10) 当該入札案件のものと特定できない工事費内訳書（工事費内訳書の工事名、工事番号又は合計金額が、当該入札の該当項目又は入札金額と一致しないもの等をいう。）が提出されたとき
- 2 政令第167条の10の2第1項を適用した一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）に係る施工計画の提案を求める場合において、当該提案が著しく不適当なものであると判断されるとき（提案のないときを含む。）は、その提案を行った者を失格とする。

（落札者の決定方法）

- 第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 前項において落札となる場合入札があったときは、入札書記載金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

（同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法）

- 第13条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。このとき、入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第11条第1項第7号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

（再度入札）

- 第14条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りでない。
- 2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない
  - 3 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。
  - 4 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。
    - (1) 入札を辞退した者
    - (2) 入札辞退として取り扱われた者
    - (3) 入札の結果失格となった者
  - 5 建設工事に係る競争入札における再度入札に当たって、入札者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。

(更改入札等)

第15条 入札不調(第8条第1項第3号、第4号及び第5号の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。)及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事(業務)に係る入札(以下「更改入札」という。)を行う。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、該当要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第8条第1項第4号による入札不成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) 入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者

(2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札(再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。)を通じて、最低制限価格を下回り失格となった者を除き最低価格の入札者

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第16条 落札者は、落札決定の日から閉庁日を含む14日以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したもものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、第12条の規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(現場代理人・技術者届等)

第17条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、その入札の入札資格要件等の審査後、契約締結時に提出する現場代理人・技術者届にて配置した技術者を理由なく変更したときも同様とする。

3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第4項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、委託業務においても技術者の届出が必要な場合に準用する。

（契約の保証金）

第18条 落札者は、契約締結の際し、規則第36条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第37条により免除された場合又は規則第38条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

（議会議決案件の契約の確定）

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年条例第17号）の規定により、大月町議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、大月町議会の議決を得た場合において、本契約として確定する。

（異議の申し立て）

第20条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第21条 落札者は、落札決定後速やかに保証人承認願及び課税事業者届出書又は免税業者届出書（委託契約にあつては、課税事業者届出書又は免税事業者届出書）を作成し、提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この心得は、平成30年5月8日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

（施行期日）

この心得は、令和4年4月1日から施行する。